

第3期 東松島市

子ども・子育て支援 事業計画



HigashiMatsushima

SDGs未来都市 東松島市

令和7年3月

東松島市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 策定体制	2
第2章 東松島市の子ども・子育てを取り巻く環境	3
1 人口の状況	3
2 世帯の状況	6
3 婚姻・離婚の状況	8
4 就労の状況	9
5 教育・保育施設の状況	10
6 地域子ども・子育て支援事業の状況	12
7 子どもの生活実態調査の概要	17
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 基本的な視点	21
3 施策体系	22
第4章 幼児期の教育・保育の充実	23
1 保育サービスの充実	23
2 教育・保育の質の向上と一体的提供の推進	25
第5章 すべての子どもの健やかな成長の支援	27
1 子どもの可能性を伸ばす教育の推進	27
2 障がい児支援・発達支援の充実	30
3 子どもの安全・安心の確保	33
第6章 安心して産み育てられる環境づくり	35
1 妊娠・出産期から切れ目のない包括的な支援	35
2 児童虐待防止対策の強化	37
3 ひとり親家庭支援の充実	40
第7章 地域ぐるみの子育て支援	41
1 子育て支援施設・子どもの居場所の充実	41
2 多様な主体による子育て支援の推進	43

第8章 子育てと仕事の両立支援	44
1 子育てと仕事の両立を支援する就労環境の整備促進	44
2 家庭における男女共同参画の推進	46
第9章 量の見込みと確保方策	47
1 教育・保育提供区域の設定	47
2 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策	48
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	51
第10章 計画の着実な推進に向けて	59
1 計画の推進体制	59
2 計画の達成状況の点検・評価	59

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。本市においても、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、生まれ育つすべての子どもが健やかに成長する環境の向上と、市全体で子育てを支える取り組みの充実を目指し、平成27年度を初年度とする「東松島市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画の計画期間終了に伴い、令和2年度には計画の見直しを行い、「第2期東松島市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）として施策を推進してきました。

第2期計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、引き続き、計画的かつ効果的に施策を推進するため、「第3期東松島市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■子ども・子育て支援法の趣旨（子ども子育て支援法より抜粋）

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。

3 計画期間

本計画の計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 策定体制

(1) 東松島市子ども・子育て支援事業計画策定委員会

市民及び専門家の意見を広く聴取し、計画に反映させることを目的として、保育所・幼稚園関係者や民生委員児童委員、主任児童委員、子育て支援関係者、公募市民等により構成する「東松島市子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、事業計画の策定について協議しました。

(2) 東松島市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）」として「東松島市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に対し意見をうかがいました。

第2章 東松島市の子ども・子育てを取り巻く環境

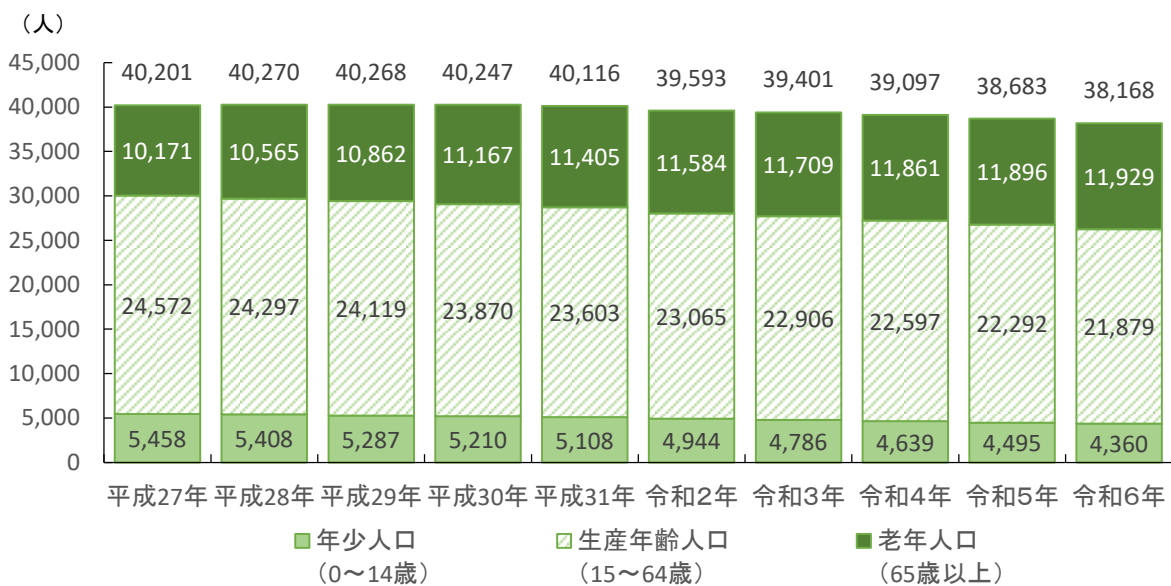
1 人口の状況

(1) 人口の推移

○本市の総人口は、平成28年を除いて減少傾向にあり、平成27年の40,201人から令和6年には2,033人(5.1%)減少し、38,168人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口および生産年齢人口が減少する一方で老年人口は増加傾向が続いており、高齢化率も31.3%まで上昇しています。

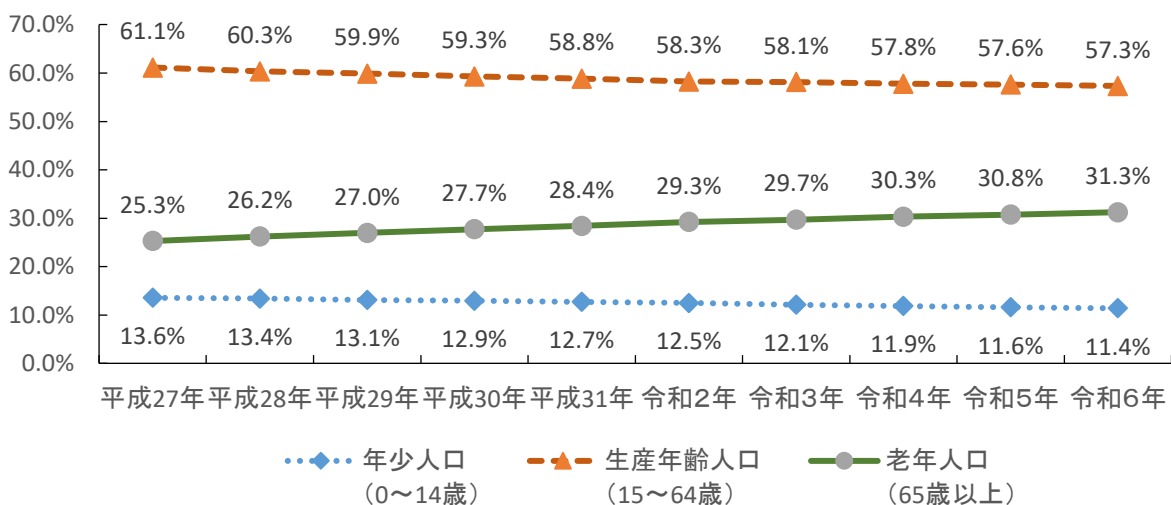
○今後も人口減少、少子高齢化の傾向が続くものと見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移

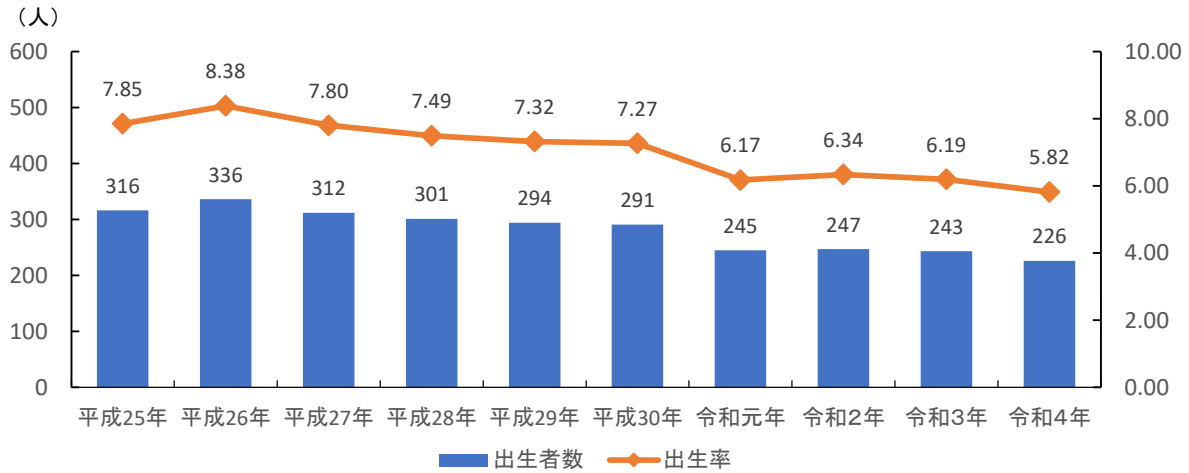


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生数・率の状況

○本市の出生数は、平成25年には316人でしたが、減少傾向が続き、令和4年には226人まで減少しています。人口千人あたり出生数（出生率）も減少傾向となっています。

■出生数・率の推移



出典：人口動態総覧

(3) 子ども・子育て世代の転入・転出の状況

○子ども（0～9歳）および子育て世代（25～39歳）の転入・転出の状況をみると、ここ数年では、特に子育て世代で転出者数が転入者数を上回る転出超過の年が多くなっています。

■子どもの転入・転出の状況

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
転入	0歳～4歳	117	88	95	76	110	55
	5歳～9歳	41	50	54	36	37	27
	計	158	138	149	112	147	82
転出	0歳～4歳	103	97	91	91	75	91
	5歳～9歳	48	52	53	38	45	48
	計	151	149	144	129	120	139

出典：住民基本台帳移動報告

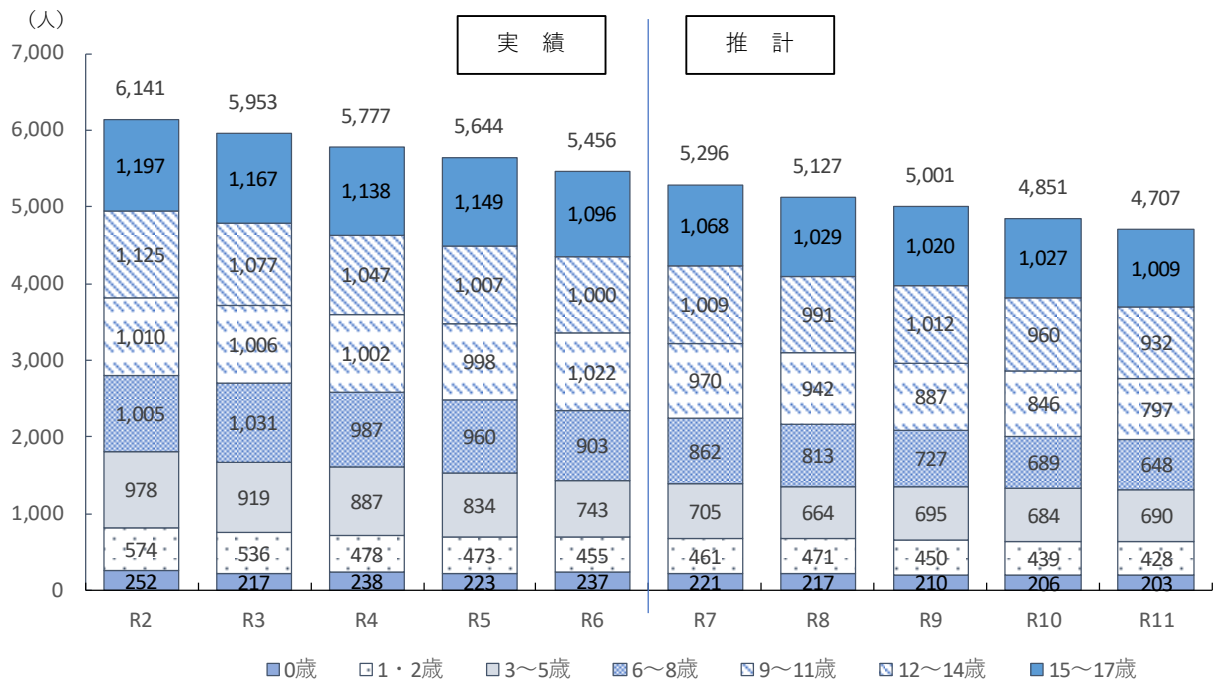
■子育て世代の転入・転出の状況

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
転入	25歳～29歳	232	222	238	212	233	200
	30歳～34歳	185	167	158	127	140	118
	35歳～39歳	146	128	110	95	96	86
	計	563	517	506	434	469	404
転出	25歳～29歳	232	248	188	224	236	271
	30歳～34歳	185	164	164	167	145	146
	35歳～39歳	136	134	118	110	112	108
	計	553	546	470	501	493	525

出典：住民基本台帳移動報告

(4) 児童数の推計

○計画期間における児童数（0～17歳）について、令和2年から令和6年までの実績をもとにコーホート変化率法（※）により推計をすると、最終年度の令和11年における児童数は4,707人となり、令和2年の6,141人と比べて1,434人（23.4%）減少すると推計されます。



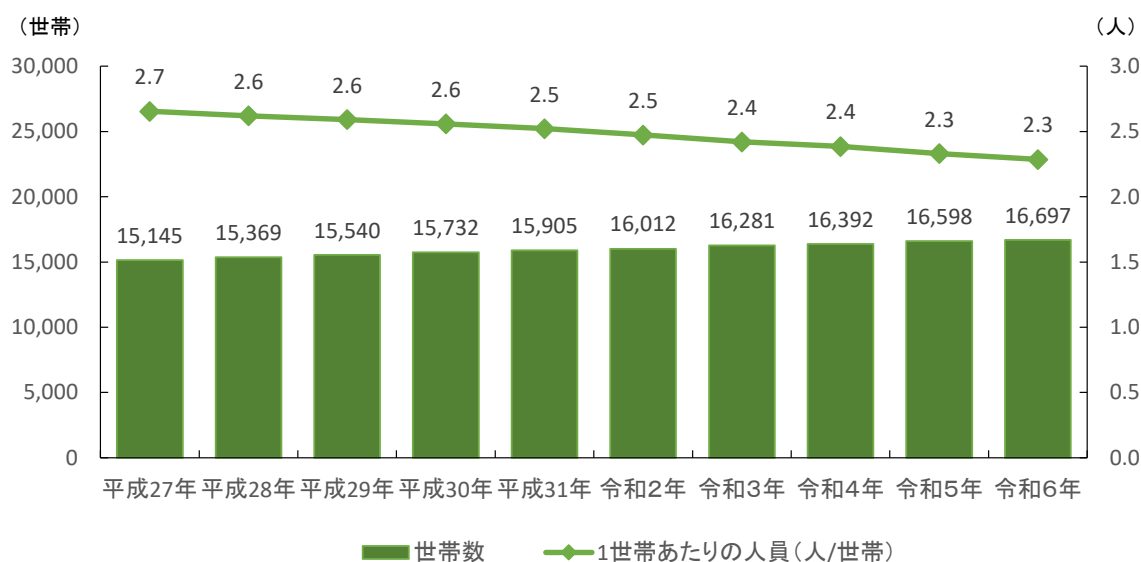
※コーホート変化率法とは、同じ期間に生まれた集団（今回は各年の性別・年齢別人口）の一定期間における人口増減の割合（変化率）が今後も続くものとして推計する方法です。

2 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

○本市の世帯数は増加傾向となっており、平成27年の15,145世帯から令和6年には16,697世帯まで増加しています。1世帯あたり人員は減少し続けており、核家族世帯、単独世帯の増加がうかがえます。

■世帯数・1世帯あたり人員の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯構成の状況

○本市の世帯構成の状況をみると、平成22年から令和2年にかけて単独世帯及び核家族世帯が増加し、3世代世帯が減少しています。宮城県や全国と比べると、単独世帯の割合が低く、核家族世帯及び3世代世帯の割合が高い特徴がみられます。

○子どもがいる世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少傾向にありますが、いずれも平成22年から令和2年にかけて核家族世帯の割合が増加しており、令和2年には、7割以上が核家族世帯となっています。

■世帯構成別世帯数・割合の推移と比較

	東松島市				宮城県	全国
	平成22年		令和2年		令和2年	令和2年
	世帯数	割合	世帯数	割合	割合	割合
一般世帯	13,982	—	14,433	—	—	—
うち単独世帯	2,563	18.3%	3,645	25.3%	36.9%	38.0%
うち核家族世帯	8,049	57.6%	8,285	57.4%	51.7%	54.1%
うち3世代世帯	2,575	18.4%	1,702	11.8%	6.9%	4.2%

※一般世帯：施設等の世帯を除く世帯

出典：国勢調査

■子どもがいる世帯数・割合の推移

	平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
6歳未満の子どもがいる世帯数	1,751	—	1,484	—	1,333	—
うち核家族世帯	1,151	65.7%	1,010	68.1%	992	74.4%
うち母子世帯	61	3.5%	46	3.1%	49	3.7%
うち父子世帯	6	0.3%	2	0.1%	3	0.2%
18歳未満の子どもがいる世帯数	4,357	—	3,803	—	3,476	—
うち核家族世帯	2,698	61.9%	2,488	65.4%	2,471	71.1%
うち母子世帯	297	6.8%	243	6.4%	228	6.6%
うち父子世帯	28	0.6%	30	0.8%	21	0.6%

出典：国勢調査

3 婚姻・離婚の状況

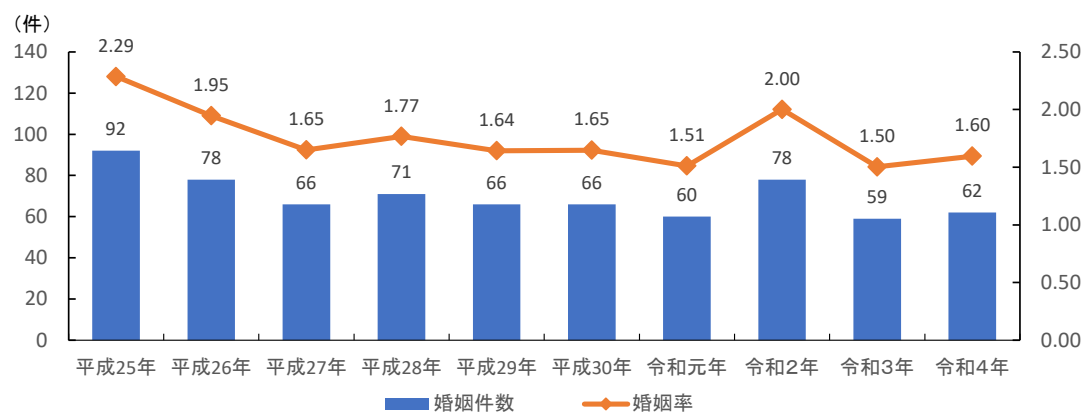
○本市の婚姻、離婚の状況をみると、婚姻件数は微減傾向にあり、人口千人あたり婚姻件数（婚姻率）も少しずつ低下してきています。離婚件数は年によって増減があるものの、平成27年以降、概ね横ばいで推移しており、人口千人あたり離婚件数（離婚率）も概ね横ばいとなっています。

■婚姻件数・率の推移



出典：人口動態統計

■離婚件数・率の推移



出典：人口動態統計

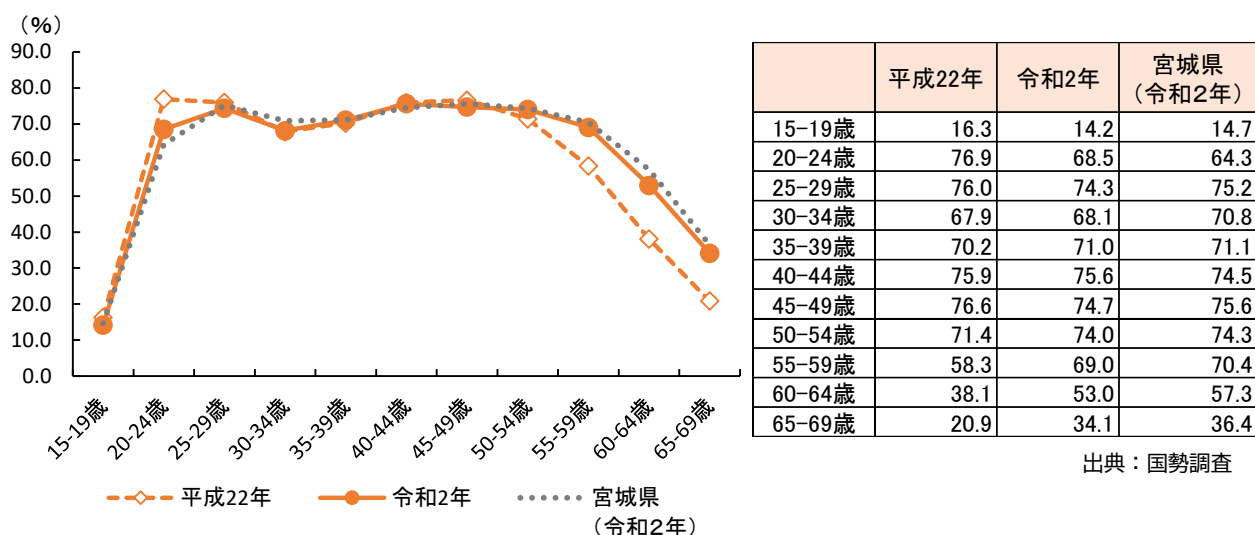
4 就労の状況

(1) 女性の労働力率

○女性の年齢別労働力率の状況について、平成22年から令和2年の変化をみると、子育て世代では、20～24歳の労働力率が減少し、55歳以上の労働力率が大きく増加しています。

○宮城県と比べると、県と概ね同じ状況となっています。

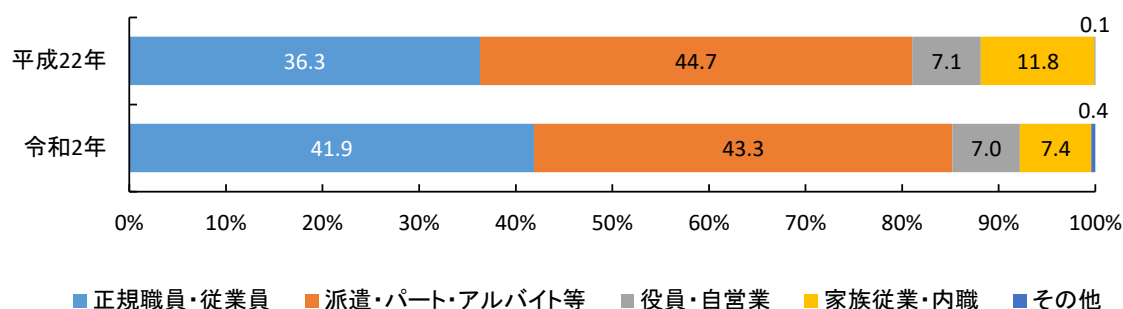
■年齢別_女性の労働力率の状況



(2) 女性の従業上の地位

○女性の従業上の地位の状況をみると、平成22年から令和2年にかけて、正規職員・従業員の割合が増加し、派遣・パート・アルバイト等、役員・自営業、家族従業・内職の割合がやや減少しています。

■女性の従業上の地位の状況



5 教育・保育施設の状況

(1) 教育・保育施設の状況

○本市には、公立7か所、私立3か所、計10か所の認可保育所と、2か所の地域型保育事業所が設置されています。

○幼稚園では、3か所の私立幼稚園が設置されています。

区分		施設名	住所
保育施設	公立	矢本東保育所	矢本字大溜 13 番地 1
		大曲保育所	大曲字筒場 89 番地 1
		牛網保育所	牛網字駅前一丁目 68 番地
		野蒜保育所	野蒜ケ丘二丁目 14 番地 1
		赤井北保育所	赤井字館前 220 番地 3
		大塩保育所	大塩字緑ヶ丘三丁目 1 番地 1
		赤井南保育所	赤井字有明 7 番地 1
	私立	矢本西保育園	矢本字道地浦 139 番地 1
		ウェルネス保育園 矢本	小松字谷地 191 番地 1
		ウェルネス保育園 赤井	赤井字川前四番 17 番地 2
	地域型 保育施設	GENKI つこ保育園 東松島園	大曲字堰の内南 145 番地 2
		GENKI つこ保育園 すてっぴ	矢本字四反走 89 番地 5
幼稚園	私立	矢本はなぶさ幼稚園	赤井字川前貳 215 番地 1
		鳴瀬幼稚園	小野字町 120
		のびる幼稚園	矢本字西新町 10-19

(2) 保育施設の利用状況

○入所児童数は令和6年4月1日現在、認可保育所が710人、地域型保育事業所が37人となっています。令和5年以降は待機児童が0人となっていますが、0歳児及び1歳児の利用者数が年々増加しています。

■認可保育所の入所児童数の推移（各年4月1日現在）

【単位：人】

区分	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
0歳児	26	29	42	46	49
1歳児	99	97	83	110	110
2歳児	128	124	122	103	127
3歳児	145	152	149	144	131
4歳児	141	149	163	154	142
5歳児	163	148	152	165	151
小計	702	699	711	722	710

■地域型保育事業所の入所児童数の推移（各年4月1日現在）

【単位：人】

区分	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
0歳児	6	6	6	6	5
1歳児	16	15	11	16	14
2歳児	16	17	14	13	18
小計	38	38	31	35	37

■待機児童数の推移（各年4月1日現在）

【単位：人】

区分	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
0歳児	6	1	1	0	0
1歳児	0	1	0	0	0
2歳児	1	0	0	0	0
3歳児	1	0	0	0	0
4歳児	0	0	0	0	0
5歳児	0	0	0	0	0
計	8	2	1	0	0

(3) 幼稚園の利用状況

- 令和3年度末に市内の公立幼稚園が閉園し、令和4年～5年における特定教育・保育施設の入園児童数は0人となっています。一方で、令和6年には矢本はなぶさ幼稚園が特定教育・保育施設に移行したため、入園児童数は93人となっています。
- 確認を受けない幼稚園の入園児童数は減少傾向となっており、令和5年には319人となっています。また、矢本はなぶさ幼稚園が特定教育・保育施設に移行にしたことから、令和6年の入園児童数は178人と、前年より大きく減少しています。

■入園児童数の推移（各年4月1日現在）

【単位：人】

特定教育・保育施設	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
3歳児	0	0	0	0	19
4歳児	13	0	0	0	37
5歳児	24	13	0	0	37
小計	37	13	0	0	93

施設型給付を受けない幼稚園	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
2歳児	3	2	0	3	2
3歳児	143	115	100	87	44
4歳児	144	153	125	106	62
5歳児	166	141	148	123	70
小計	456	411	373	319	178

6 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

○令和6年4月に「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」と「子育て世代支援包括支援センター(母子保健)」を統合した「こども家庭センター」を子育て支援課内に設置しています。

■利用者支援事業の推移

単位：か所

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 見込み (2024)
計画値	実施か所数	1	1	1	1	1
実績	実施か所数	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

○市内2か所で実施しています。保育施設等利用者の増加に伴い、利用回数が減少してきています。

■地域子育て支援拠点事業の推移

単位：利用回数(人回)/実施か所(か所)

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 見込み (2024)
計画値	計画利用回数	11,057	10,741	10,488	10,233	9,996
実績	延べ利用回数	5,420	5,472	6,499	6,941	—
	実施か所数	2	2	2	2	2

(3) 妊婦健康診査事業

○受診実績と出生数を勘案して想定される数を見込みましたが、出生数が推計値を下回っているため、利用者数についても計画値を下回っています。

■妊婦健康診査事業の推移

単位：人

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 見込み (2024)
計画値	計画利用件数	3,456	3,420	3,372	3,336	3,300
実績	利用件数	2,627	2,648	2,671	2,426	—

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

- 受診実績と出生数を勘案して想定される数を見込みましたが、出生数が推計値を下回っているため、利用者数についても計画値を下回っています。
- 里帰り出産のケースについては他市町に新生児訪問として依頼し、出生児全数に対し対応しています。

■乳児家庭全戸訪問事業の推移

単位：人

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 見込み (2024)
計画値	計画利用者数	291	288	285	281	278
実績	利用者数	213	233	215	221	—

(5) 養育支援訪問事業

- 全ての年度で計画値を上回っています。サポート不足のケースは、産前産後ヘルパー事業の利用につなげています。

■養育支援訪問事業の推移

単位：人

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 見込み (2024)
計画値	計画訪問者数	54	55	56	57	59
実績	訪問者数	104	85	142	122	—

(6) 子育て短期支援事業

- 受け皿となる施設等がないため利用を見込んでおらず、本市単独では実施していません。

■子育て短期支援事業の推移

単位：人

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 見込み (2024)
計画値	計画利用者数	0	0	0	0	0
実績	利用者数	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

○年度によって増減が大きくなっていますが、令和2～4年度では250程度、令和5年度では70人日の利用実績となっています。

■子育て援助活動支援事業の推移

単位：人日、人

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 見込み (2024)
計画値利用日数		254	295	319	257	282
実績	依頼会員（人）	167	167	166	175	—
	提供会員（人）	21	21	22	28	—
	両方会員（人）	11	11	8	9	—
	契約件数（人日）	273	242	239	70	—

(8) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育・保育所等による一時預かり）

○幼稚園預かり保育は、市内3か所で開催しており、各年度で計画値を下回る利用となっています。

○幼稚園預かり保育以外の一時預かりは、市内7か所の保育所及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）により実施しています。

■幼稚園預かり保育の推移

単位：人日、か所

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 見込み (2024)
計画利用日数		14,008	13,976	14,308	14,999	15,458
実績	利用日数	12,655	10,743	10,287	10,049	10,750
	実施か所数	3	3	3	3	3

■保育所等による一時預かりの推移

単位：人日、か所

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 見込み (2024)
計画利用日数		262	272	287	304	319
実績	一時預かり事業 実施か所数	7	7	7	7	7
	一時預かり事業 利用日数	15	4	64	63	63
	子育て援助活動支援 事業による利用日数	273	242	239	70	—
	利用日数 合計	288	246	303	133	—

(9) 延長保育事業（時間外保育）

○延長保育事業の利用者数は、年度により増減がみられます。

■延長保育事業の推移

単位：人

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 見込み (2024)
計画利用者数		236	235	237	241	243
実績	利用者数	280	170	267	217	217

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

○病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）については、計画期間での実施はありません。

■病児保育事業子育て援助活動支援事業の推移

単位：利用日数（人日）

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 見込み (2024)
計画利用者数		448	434	427	425	421
実績	病児保育事業（か所）	0	0	0	0	0
	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○放課後児童健全育成事業については、年度によって利用者数は増減があり、低学年はすべての年度で計画値を下回っていますが、高学年では令和3年度に計画値を上回る利用となっています。

■放課後児童健全育成事業の推移

単位：人

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 見込み (2024)
計画値	低学年の計画登録者数	514	590	618	615	593
	高学年の計画登録者数	233	258	287	330	372
	計	747	848	905	945	965
実績	低学年の登録者数	501	557	481	500	529
	高学年の登録者数	218	283	261	276	339
	計	719	840	742	776	868

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○実保護者の世帯所得の状況等から、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入や行事への参加に要する費用、副食材料費に要する費用を助成する事業ですが、本市では実施していません。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

○多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業ですが、本市では実施していません。

7 子どもの生活実態調査の概要

(1) 実施概要

地域の将来を担う子どもたちが生まれ育った家庭の環境や経済状況等に左右されずに夢に向かって進んでいけるよう、子どもたちの学びや育ちを支えるための基礎資料を集めるため、アンケート調査を実施しました。

本調査の対象及び調査方式は、以下のとおりとなっています。

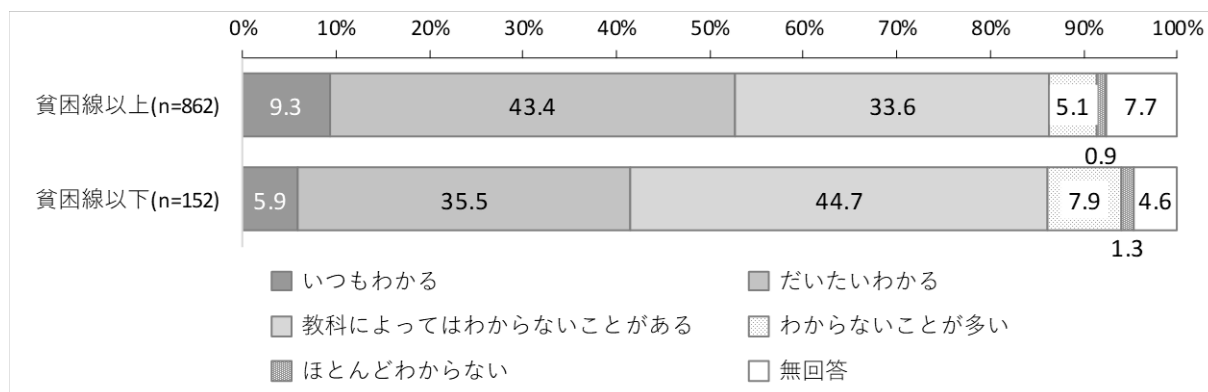
調 査 地 域	東松島市全域
調 査 対 象	3歳から5歳保護者 市内の小学校に通う小学1～3年生の保護者 市内の小学校に通う小学4・5年生本人及びその保護者 市内の中学校に通う中学1・2年生本人及びその保護者 市内在住の16歳、17歳本人及びその保護者
抽 出 法	対象者全員
調 査 方 法	郵送配布・回収、学校配付・回収
調 査 期 間	令和4年12月2日（金）～令和4年12月16日（金）

(2) 子どもの状況

①授業の理解度

○学校の授業の理解度について、世帯収入別にみると、貧困線※以上の世帯では、「いつもわかる」と「だいたいわかる」を合わせた『わかる』が52.7%、「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」を合わせた『わからない』が6.0%、貧困線以下の世帯では『わかる』が41.4%、『わからない』が9.2%となっています。

■授業の理解度

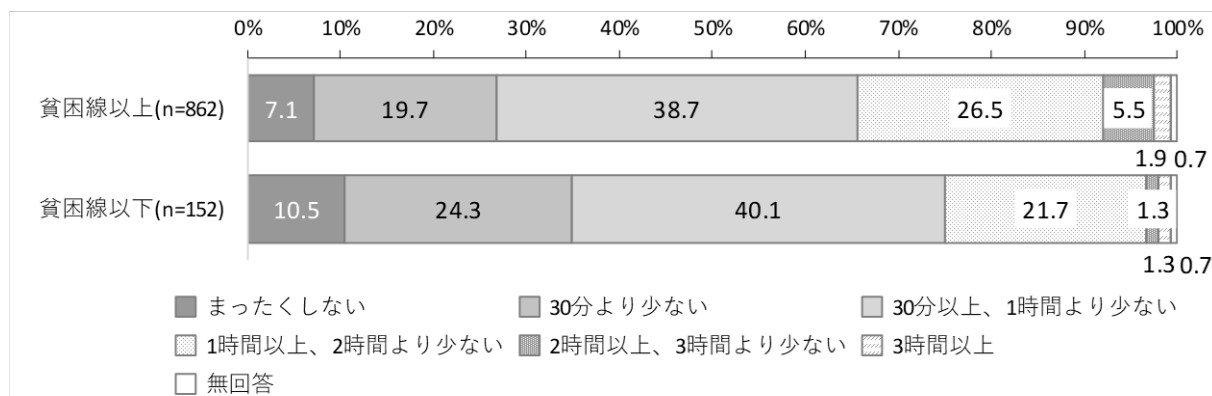


※貧困線：世帯全体のおおよその年間収入と同居家族の人数から等価可処分所得を算出し、その中央値の半分の額を貧困線いう。国民生活基礎調査では、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者を相対的貧困として、貧困率を算出している。

②学習時間

○学校がある日(月～金曜日)の学校の授業以外の勉強時間について、世帯収入別にみると、
 貧困線以下の世帯では、「まったくしない」と「30分より少ない」を合わせた『30分未満』
 が34.8%で、貧困線以上の世帯の26.8%より高くなっています。

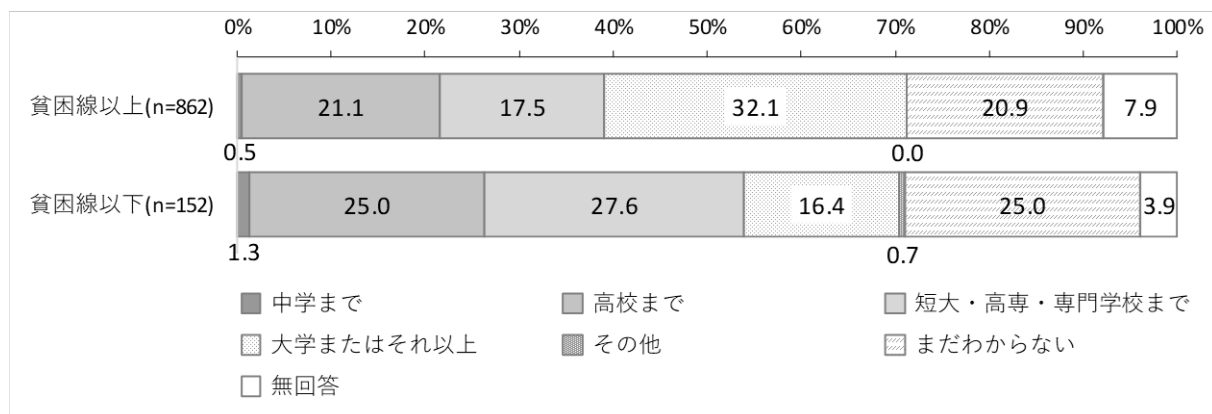
■学校がある日の学校の授業以外の勉強時間



③進路希望

○将来、どの段階まで進学したいかについて、世帯収入別にみると、貧困線以下の世帯では
 「短大・高専・専門学校まで」が27.6%で最も高く、「大学またはそれ以上」は16.4%で、
 貧困線以上の世帯の32.1%と比べて低くなっています。

■進学したいと思う教育段階

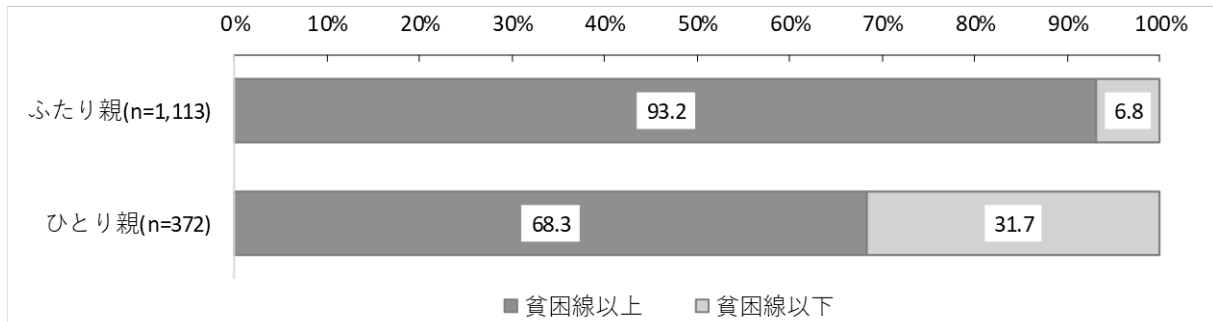


(3) ひとり親家庭の状況

①経済的状況

○世帯構成別に経済的状況をみると、ふたり親世帯では貧困線以下が6.8%に対し、ひとり親世帯では貧困線以下が31.7%と高くなっています。

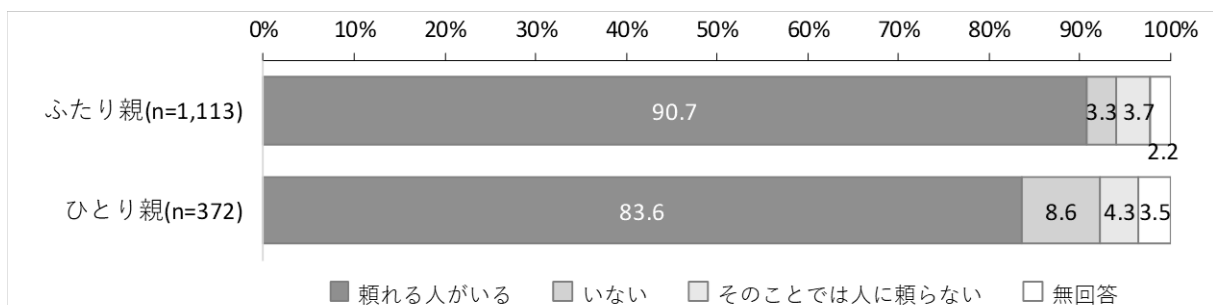
■世帯構成別_等価世帯収入の水準



②子育ての相談相手

○子育てに関する相談で頼れる人がいるかどうかについて、ひとり親では1割以上の人「いない」もしくは「そのことでは人に頼らない」と回答しており、ふたり親と比べて高い割合となっています。

■子育てに関する相談で頼れる人の有無



第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、平成21年4月に東松島市まちづくり基本条例を施行し、市民協働によるまちづくりを推進しています。また、東松島市第2次総合計画後期基本計画における将来像として、「住み続けられ持続・発展する東松島市」を掲げ、まちづくりの基本理念の一つとして設定した「地域全体で支える学びと子育て環境の充実」を推進しています。

第2期計画では、「ふれあいの輪の中で 子どもたちの笑顔がひろがり 子育て家庭を支えあうまち 東松島」をキャッチフレーズに、子どもの幸せを第一とし、親としての成長を支援しながら、地域全体で子どもの育ちと子育て支援に取り組むことを理念として掲げ、各種施策・事業に取り組んできました。

その後、児童福祉法や児童虐待防止法等の改正においては、「子どもの権利条約」の理念を踏まえた内容が盛り込まれ、子どもの最善の利益、権利擁護のための取り組みが推進されています。

子どもは地域の宝であり、次代を担う未来そのものです。そして、子どもが地域の中でその個性を伸ばし、未来に希望を持って健やかに育っていくためには、その中心となる家庭を支え、地域ぐるみで育んでいくことが大切です。

こうした方向性を踏まえ、本計画においても引き続き「ふれあいの輪の中で 子どもたちの笑顔がひろがり 子育て家庭を支えあうまち 東松島」を基本理念とし、あたたかなまなざしと支えあいの中で、地域全体で子どもたちの笑顔を育み、健やかな成長を支える子育て環境づくりを進めることとします。

【基本理念】

ふれあいの輪の中で 子どもたちの笑顔がひろがり
子育て家庭を支えあうまち 東松島

2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、計画の推進にあたっての基本的な視点を以下のとおりとします。

視点1 子どもを中心に置いた子育て環境づくり

子どもは、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在であり、次世代を担う地域の宝であるとの認識のもと、その健やかな育ちを地域全体で支えることを第一とし、子どもの視点に立った取り組みを推進します。

視点2 子どもや家庭の生活の背景に寄り添った子育て環境づくり

子育ては、保護者が第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、保護者が子育てについての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子育て家庭に寄り添った支援を推進します。

視点3 地域資源を活用した、多様な主体による子育て環境づくり

本市が持つ豊かな自然や地域に根差した産業、貴重な文化財等の地域資源を生かすとともに、地域社会全体が子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、多様な主体が連携し、関わっていく子育て環境づくりを推進します。

3 施策体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	基本施策
ふれあいの輪の中で 子どもたちの笑顔がひろがり 子育て家庭を支えあうまち 東松島	子どもを中心に置いた子育て環境づくり	基本目標1 幼児期の教育・保育の充実	1 保育サービスの充実 2 教育・保育の質の向上と一体的提供の推進
	子どもや家庭の生活の背景に寄り添った子育て環境づくり	基本目標2 すべての子どもの健やかな成長の支援	1 子どもの可能性を伸ばす教育の推進 2 障がい児支援・発達支援の充実 3 子どもの安全・安心の確保
		基本目標3 安心して産み育てられる環境づくり	1 妊娠・出産期から切れ目のない包括的な支援 2 児童虐待防止対策の強化 3 ひとり親家庭支援の充実
	地域資源を活用した、多様な主体による子育て環境づくり	基本目標4 地域ぐるみの子育て支援	1 子育て支援施設・子どもの居場所の充実 2 多様な主体による子育て支援の推進
		基本目標5 子育てと仕事の両立支援	1 子育てと仕事の両立を支援する就労環境の整備促進 2 家庭における男女共同参画の推進

第4章 幼児期の教育・保育の充実

1 保育サービスの充実

〔現状と課題〕

子育て世代の女性の労働力率はほぼ横ばいで推移していますが、正規職員・従業員の割合が増加するなど、保育ニーズの高まりがうかがえます。一方、子どもの数の減少に加え、民間による認可保育所の開園により受入児童数が拡充され、令和6年4月1日現在の本市の待機児童は0人となっています。

今後は、就労形態の多様化に対応した柔軟かつ質の高い保育が求められています。子どもが病気の際の保育や延長保育、土曜日保育の拡充等については、子どもの最善の利益を踏まえつつ、子育てしやすい環境整備の観点から、引き続き検討していく必要があります。

また、令和8年度の本格実施に向けて「こども誰でも通園制度」が創設されました。この制度は、すべてのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援をするための制度であり、提供体制を整備していく必要があります。

さらに、保育士不足が顕在化しており、保育ニーズに対応する提供体制を確保するためにも、保育士を確保していく必要があります。

〔施策の展開〕

（１）多様な保育ニーズへの対応

○働き方の多様化に対応した保育ニーズを把握しつつ、多様な保育サービスの充実に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施します。
一時預かり事業	主として昼間に、幼稚園、保育所において、一時的に預かり保育を行います。幼稚園在園児に対しては、「幼稚園における預かり保育」（幼稚園型）により、それ以外に対しては、「保育所における一時保育」（一般型）により実施します。
病児保育事業	子どもが病気やケガで通常利用している幼稚園や保育所が利用できない場合に、一時的に子どもを預けることができる体制の確保を検討します。
乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）	保護者の就労要件などを問わず0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもを保育所等の施設に通わせることができる制度を実施し、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者に対して情報提供・助言等の援助を行います。

(2) 地域型保育事業の推進

- 3歳未満児の保育ニーズに対応するため、認可外保育施設、特定地域型保育施設の適切な運営に向けた取り組みを推進します。
- 認可外保育施設、特定地域型保育施設から認可保育所もしくは幼稚園への円滑な転園を図るため、連携体制の構築を支援するとともに、交流・情報交換機会の充実を促進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
小規模保育事業	0歳児から2歳児を対象に定員6人以上19人以下で保育を行う事業です。

(3) 産休・育休後の円滑な利用の確保

- 産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援に努めます。
- 産後の休業及び育児休業の取得状況に応じた年度途中での利用希望状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等と連携しながら、年度途中からでも計画的に受入れが可能な体制の整備に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
保育所入所事前申込み制度	産休明け、育児休業終了後の職場復帰が決まっている場合、年度途中の入所について、4月当初の入所申込みと同時に申込みをすることにより、働く母親の育児や仕事復帰への不安を解消します。

(4) 保育士の確保に向けた取組の推進

- 保育士を確保するため、保育士の待遇改善、働きやすい環境整備に努めるとともに、奨学金返還支援等により本市事業所への就職を促進します。
- 奨学金返還支援等について、多職種連携ICTシステムである「ひがまつBLUEネット」等でも普及啓発を積極的に行います。

■主な実施事業

事業名	事業概要
奨学金返還支援事業	保育士や看護師、保健師等、医療・福祉に係る資格を取得し、本市事業所等に正規雇用された場合、借り入れた奨学金の返還金額の一部を助成します。

2 教育・保育の質の向上と一体的提供の推進

〔現状と課題〕

乳幼児期は、子どもの健やかな成長の基礎を培う重要な時期であり、質の高い教育・保育の提供が求められます。一方で、近年、子育て支援における保育所等に求められる機能等が拡充し、保育士等にかかる負担も大きくなっており、子どもや保護者と向き合うことができる体制の強化が課題となっています。

本市では、県主催の研修や外部研修への参加機会の提供等を通じて、職員の意識及び質の向上を図っています。また、定期的に東松島市幼保小連絡会議を開催し、小学校への円滑な接続と連携体制の強化に努めています。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、事業所等の意向を尊重しつつ、認定こども園への移行についての考え方を整理していく必要があります。

〔施策の展開〕

（１）職員配置の充実と資質向上

- 子どもの年齢に応じてきめ細かな教育・保育が可能な職員配置の充実に努めます。
- 各施設における職員研修の実施を促進するとともに、関係機関・団体等が実施する外部研修への参加機会確保に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
市立施設職員研修の充実	保育士及び幼稚園教諭等が専門的な知識・技術を習得するための研修の開催及び外部研修への参加機会の充実に努めます。
私立施設職員の研修促進	私立施設職員が外部研修への参加等、資質向上に向けた取り組みを支援します。
保育施設・幼稚園における合同研修	市内保育施設、幼稚園の保育士・幼稚園教諭を対象とした合同研修を実施します。

(2) 幼・保・小連携の体制強化

- 幼稚園、保育所、小学校における情報共有や相互理解を深める取り組みを推進し、子どもの発達や生活の連続性を重視しながら、小学校との接続期の連携の充実を図ります。
- 小学校入学後の安定的な学校生活に向け、小学校への体験入学や学校行事等の参加機会の拡充を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
幼・保・小連絡会	幼稚園、保育所、小学校で連絡会を開催し、幼児期の課題などの相互理解を深めるとともに、児童の引継ぎ、情報交換を行います。
体験入学・学校行事への参加	幼稚園や保育所等に運動会や発表会等の学校行事への参加案内を行い、参加を促進します。

(3) 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

- 認可外保育施設、特定地域型保育施設の適切な運営に向けた取り組みを推進します。
- 認可外保育施設、特定地域型保育施設から認可保育所もしくは幼稚園への円滑な転園を図るため、連携体制の構築を支援するとともに、交流・情報交換機会の充実を促進します。

第5章 すべての子どもの健やかな成長の支援

1 子どもの可能性を伸ばす教育の推進

〔現状と課題〕

政治・経済のグローバル化や情報ネットワーク社会の到来など、変わり続ける社会の中で生き抜く力を養うとともに、不登校やいじめ、引きこもりなどの課題に対応していくことが求められています。

本市では、市内すべての小中学校で「聞き合い」「学び合い」のある「協同的な学び」を基盤とした授業づくりを行っています。また、ALTを活用した英語の授業や教育活動をとおして、小学校低学年から英語に興味関心を高めることにつなげるとともに、GIGAスクール構想の下、各校の校務用・教育用PCを整備しました。各校において「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」を一体化に推進し、「地域と共に育つ学校」の実現に努めています。さらに、いじめ・不登校対策事業として、「絆づくり」「居場所づくり」に「授業づくり」も加えた魅力ある学校づくりを推進するとともに、各校にスクールカウンセラー、各中学校に不登校相談員を配置しているほか、巡回相談員が市内の学校を回りながら児童生徒や保護者が抱える課題に対応しています。子どもの心のケアハウスは、令和5年4月から東松島市教育支援センター「ひがまつBASE」として不登校児童生徒等の受け入れを行っており、通所生が増えてきています。

令和4年度に実施した子どもの生活実態調査の結果をみると、家庭の経済的状況によって、授業の理解度や家庭での学習時間、進路希望等に差がみられました。

今後も引き続き、児童生徒主体の学習を充実させるとともに、地域と連携した学校運営において、世代交代を含めた地域人材の活発な交流が必要です。また、家庭の経済的状況に関わらず、学習習慣や学習機会を確保していくことが重要です。さらに、インクルーシブ教育の充実に向けて、特別支援教育支援員を対象とした研修会を実施し、より専門性を高めた支援ができるように努めていく必要があります。

〔施策の展開〕

（１）「生きる力」を育む学校教育の充実

- 基礎学力の定着を図るため、様々な環境にある児童生徒一人ひとりに自ら学ぶ意欲を育成します。
- 地域特性を生かしつつ、中学校区単位での小・中連携教育を推進することで、小・中９年間を見据えた連続性・一貫性のある学習指導を実践します。
- 教育活動全体を通じ、命の大切さ、思いやりや感謝の念、人や地域との関わりの重要性等に気付かせる心の教育の充実に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
学力向上推進事業	地域や学校及び児童生徒の実態や課題を踏まえ、基礎的・基本的な知識等を習得させ、これらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養います。
小・中学校語学指導（ＡＬＴ）事業	外国語語学指導助手（ＡＬＴ）を活用した授業を通じて、国際理解を図るとともに、楽しく英語に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地や基礎を養う外国語教育の充実を図ります。
学校情報化推進事業	各学校における教育の情報化のため、校務用及び教育用ＰＣを整備するとともに、安定稼働できるネットワーク環境の構築を推進します。

（２）地域・家庭における教育の推進

- 家庭、学校、地域、ボランティア、民間団体などと連携し、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくりを推進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
協働教育推進事業	家庭・学校・地域・行政の連携による協働のまちづくりの機運を高め、社会の中でたくましく生きる子どもたちを地域全体で育むため、地区民が組織的に学校を支える仕組みをつくり、協働した教育活動を行います。
コミュニティ・スクール推進事業	すべての小中学校においてコミュニティ・スクールの仕組みを活用し、小中連携とともに、家庭・地域等の学校運営への参画を一層推進します。
家庭教育振興事業	乳幼児を持つ親等を対象に「すこやか学級」を開催し、学習や交流を通じて望ましい保護者としての知識・技能の習得を支援します。
青少年育成事業	青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、ボランティア団体、子ども会活動等の活動支援やジュニアリーダーの研修等を行います。
中学校部活動指導者派遣事業	専門的な技術指導力を備えた適切な指導者を必要とする中学校運動部活動に派遣し、運動部活動の充実を図ります。
学習支援ボランティア事業	地域の市民センターや地区センターにおいて、すべての児童を対象とした学習ボランティアによる学習会を開催します。

(3) 特別支援教育の充実

○特別支援学校のコーディネーターや保健師、関係機関等との連携を密にし、発達障がいを含め、障がいのある子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切かつ連続的な支援を行います。

○障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶことのできる環境整備の充実を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
特別支援教育事業	特別支援教育支援員を配置し、学校生活上で配慮を要する児童生徒の教育活動を支援します。また、ものづくりや体験学習等の共同学習を実施し、子どもたち同士の交流を通じた社会性・協働性を育みます。

(4) 安心して学ぶことのできる教育環境づくり

○児童生徒の健やかな成長を促すために、家庭や学校等における生徒指導上の諸問題や経済的課題に対する適切な支援が行えるよう、相談体制などの充実を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校における相談活動や関係機関との連携体制を充実させ、児童生徒及び保護者が抱える不安や課題に寄り添った相談支援を行います。
いじめ・不登校対策事業	いじめや不登校の未然防止に向けて、学校と家庭・地域が連携し、「絆づくり」「居場所づくり」を重視した魅力ある学校づくりを推進します。また、児童生徒や保護者が抱える課題の早期改善や不安の解消に向けて、各種相談員やスクールカウンセラー等による相談支援や心のケアを行います。
子どもの心のケアハウス運営支援事業	学校外にケアハウスを設置し、不登校児童生徒の学習支援を行うとともに、心のケアに関する相談及び学校（学級）復帰・集団復帰に向けた適応支援等を行います。
就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学経費の一部を助成します。

2 障がい児支援・発達支援の充実

〔現状と課題〕

子どもの健やかな育ちを等しく保障するためには、障がい児や発達が気になる子など特別な支援が必要な子どもに対し、一人ひとりの状況や発達に応じた一貫した支援が必要です。

本市では、保育所・幼稚園等における障がい児の受入れに際し、市の保健師を交えた対応を行うなど受入れ体制の充実に努めています。また、障がい児の保護者等からの相談を受け、利用される方の目標等に応じた支援計画に基づき自立した生活や社会参加を促す取り組みを関係機関とともに取り組んでいます。令和2年4月には、1歳6か月児健診でM - C H A Tを導入し、必要に応じて専門的な支援につなげているほか、適切な時期に相談につながるよう保育所・幼稚園と連携し、就学時において小学校へ保護者の気になることや相談をつなぐなど、就学後も相談しやすい体制づくりを行っています。

引き続き、関係機関の連携と情報共有を推進しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援がなされる一貫した相談支援体制の充実を図るとともに、保育所・幼稚園や小中学校をはじめ、各施設及び関係機関のさらなる専門性の向上と体制の強化に取り組んでいく必要があります。また、5歳児健診実施について検討し、合わせて就学児に関する教育委員会との連携について体制整備を行っていく必要があります。

〔施策の展開〕

（１）相談・指導体制の充実

○乳幼児期から学校卒業後にわたる一貫した効果的な相談支援を進めるため、保健、福祉、医療、教育、就労分野における各関係機関による連携強化と情報共有の仕組みづくりを推進します。

○保育所・幼稚園及び学校をはじめ、医療機関や相談支援事業所等との連携を深めながら、障がいの状況にあった適切な就学指導と教育相談の充実を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
すこやかファイルの活用	子どもの生まれてからの発達と成長を一まとめにして記録し、ライフステージに応じた適切なアドバイスやサポートを受けられるようなファイルについて、関係機関との連携による活用を検討します。
教育支援委員会の開催・就学指導ガイダンスの実施 (特別支援教育事業)	一人ひとりの障がいの状況や発達状況、教育上必要な支援を踏まえ、保護者の意向等を勘案し、地域にある様々な資源を活用しながら適切な就学につなげます。

(2) 保育所・幼稚園における障がい児保育の充実

- 保育所・幼稚園等における障がい児の受入れ体制の充実を図ります。
- 保育士、幼稚園教諭の障がいに対する正しい知識の習得と理解を深めるための取り組みを促進し、資質向上を図ります。
- 障がい児が通う保育所等に専門的スタッフが訪問し、障がい児及び保育士等に対しての専門的な支援に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
障がい児保育事業	特に配慮を要する児童を健常児とともに集団保育し、児童の健全育成を図るため、より安全で安心できる受入れ体制として、保育所の施設機能の整備や職員配置を実施します。
保育施設・幼稚園における合同研修	市内保育施設、幼稚園の保育士・幼稚園教諭を対象とした障がいに関する合同研修を実施します。
保育所等訪問支援事業	専門職による支援チームが保育所等を巡回訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもに応じた対応方法について助言を行うことで、園における支援体制を整えます。

(3) 放課後等の居場所の確保・充実

- 障がいのある子どもが放課後等に安心して過ごすことのできる居場所の確保に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
放課後等デイサービス	学校に通学する障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

(4) 発達障がいの早期支援

- 健診等において疾病や発育発達遅滞がみられた場合は、関係機関と連携を図りながら、家族への助言・指導や適切な療育の情報提供等の支援を行い、早期の適切な対応につなげます。
- 学校の担当者が幼稚園や保育所に見学に赴くなど、特別支援コーディネーター研修会などを通じて、更に積極的な情報収集を推進します。
- 保護者の障がいに対する理解や受容に向けた支援を行い、子どもの状況に応じた適切な子育てや、将来を見据えた早期療育の促進を図ります。
- 専門職が保育所や幼稚園等を巡回訪問し、集団生活の課題から早期に把握し、支援につなぐ体制を整えます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
乳幼児健診事後指導	1歳6か月児健診及び3歳児健診の結果に基づき、保健師が継続支援を行い、精神発達等に問題がある児童については、精神発達精密健診及び事後指導につなげます。
保育所等訪問支援事業（再掲）	専門職による支援チームが保育所や幼稚園等を巡回訪問し、集団生活での様子から把握した支援の必要な児童について、個々に適した環境調整や療育支援につなげます。
乳幼児精神発達精密健康診査	心理士が発達検査を実施し、児童の個別性に合わせ、保護者及び所属先の支援者に対し助言指導を行います。
発達・育児相談	心理士と保健師が市内の保育所・幼稚園及び放課後児童クラブを訪問し、子どもの成長や発達に関する個別の相談に応じ、必要な助言及び指導を行います。
1歳6か月健診におけるM-C H A Tの実施	発達障がい早期発見につながるスクリーニングを実施し、早期に相談につなげ、必要な助言を行い、保護者と共に発達の経過を見守ります。

（５）療育体制の強化

○県発達支援センターをはじめ、関係機関との連携を強化し、障がいのある子どもの発達支援や機能回復、家族への支援などが総合的、効果的に図られるよう努めます。

○個々のケースに応じた療育方法やカウンセリングなどの情報提供を行うとともに、障がいのある子どもの家族等が集い、互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應できる必要な指導・訓練を行います。

3 子どもの安全・安心の確保

〔現状と課題〕

全国各地で地震や台風、大雨等の自然災害が多発し、また、子どもが巻き込まれる交通事故や犯罪被害が発生する中、安全に対する関心が高まり、子どもたちを守るための対策強化が求められています。近年では、スマートフォンを所持する子どもの低年齢化が進み、SNSや出会い系サイト等が絡んだ犯罪に対する不安が大きくなっています。

本市では、防災主任者等連絡会議を行い、市総合防災訓練への取組や各学校間の連携等について確認したり、安全や防災に関する研修を実施しています。また、交通安全指導隊による街頭指導や防犯実働隊による夜間・日中のパトロールの実施のほか、幼稚園・保育園児や小学生を対象とした交通安全教室・指導等を行っています。さらに、各小学校区のPTAやスクールボランティア代表者等を対象にスクールガード養成講習会を開催し、地域の見守り向上を図っています。小児医療では、地域医療体制及び休日や夜間における救急医療体制の確保を行っているほか、真壁病院及び石巻赤十字病院の医療機関等と協議して体制を整備し、また関係自治体等と協議し、障がい児の歯科診療体制の確保を図っています。

今後も、引き続き、関係機関や地域の協力・連携の強化を図りつつ、子どもたちの安全を確保していくための有効な対策を講じていく必要があります。

〔施策の展開〕

（１）防災対策の推進

- 災害時の初動体制や応急対策が速やかに行える体制を強化します。
- 地域の状況に応じた自主防災組織の充実と一人ひとりの防災意識の向上を図り、自らの生命と財産を災害から守る仕組みを整備します。
- 災害時に支援や配慮が必要な子どもたちの安全・安心を守る体制の強化を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
防災教育推進事業	防災相互交流事業により、震災の記憶と教訓を伝承するとともに、子どもたち、学校、地域の防災力を高めます。

（２）防犯・交通安全対策の推進

- 関係機関との連携を図り、子どもたちが犯罪や交通事故に巻き込まれないための対策や行動等について学ぶ機会の充実と啓発活動の推進を図ります。
- 地域全体で見守る体制の強化と活動の活性化を図るとともに、防犯・交通安全施設の整備を推進し、犯罪、交通事故が起きにくい環境づくりに努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
幼児交通安全教室	交通安全活動の一環として、市内にある幼稚園及び保育所（園）を対象に、未来ある子供を交通事故から守るために交通ルールを守ることの大切さを指導します。また、未就学児を対象とすることにより、高い啓発効果を狙います。
防犯灯ＬＥＤ改修工事	みやぎ環境交付金事業を活用し、市内における蛍光灯の防犯灯をＬＥＤに交換します。

（３）不慮の事故の予防と小児救急の知識・技術の習得支援

- 不慮の事故を予防するための啓発を行います。
- 消防署の協力のもと、応急処置に関する知識の普及を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
生徒指導連絡協議会	市内小・中学校生徒指導担当者に加え、矢本交番、小野駐在所、野蒜駐在所の所長が定期的に集まり、児童生徒の安全確保に向けた情報交換等を行います。
スクールガード養成講習会	各小学校区のＰＴＡやスクールボランティア代表者等を対象にスクールガード養成講習会を定期的に行い、地域の見守り向上を図ります。

（４）小児医療の充実

- 医療機関と広域的な連携を強化し、子どもたちが安心して医療を受診できる小児医療体制の充実に努めます。
- 子どもの発達や障がいに対して適切な医療を提供できる体制の確保に努めます。
- 予防接種法に基づく定期の予防接種について、保護者への周知徹底と接種促進を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
地域医療体制安定確保事業	地域医療体制の安定化と休日、夜間における救急医療体制の確保を図ります。うち小児医療では、関係自治体と連携し、石巻赤十字病院小児医療病床運営事業及び障がい児・者歯科診療事業を実施します。
予防接種事業	予防接種法に基づき、各疾病に対する感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上と増進を図ります。

第6章 安心して産み育てられる環境づくり

1 妊娠・出産期から切れ目のない包括的な支援

〔現状と課題〕

妊娠・出産は大きな喜びであると同時に、出産や出産後の子育てへの不安や悩みが生じやすいため、安全・安心な妊娠・出産を支援するためには、妊娠・出産に関する正しい知識の普及と意識啓発を図るとともに、不安の軽減を図っていく必要があります。

市では、母子健康手帳交付の際に助産師及び保健師が面接を行い、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなげられるよう体制づくりを行っています。また、乳幼児健診を実施し、疾病を早期に発見するとともに、発達・発育に早期支援を必要とする子どもを把握し個別支援につなげています。さらに、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ必要な支援につなぐとともに、妊娠・子育て世帯等に対し、経済的負担の軽減を図り、一体的に事業を行っています。令和6年4月には、「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」と「子育て世代支援包括支援センター(母子保健)」の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「東松島市こども家庭センター」を子育て支援課に設置しました。

今後も、妊娠期からの健診の実施及び機会を捉えた助言・相談を継続するとともに、気になる妊婦や児童について、関係機関や多職種による情報共有及び事例検討を行い、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う必要があります。

〔施策の展開〕

(1) 妊娠・出産支援の充実

○妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図るとともに、不安や悩み、経済的負担を軽減し、心身の健康の確保を図るための様々な支援の充実を図ります。

○不妊治療に関する各種情報提供に努めるとともに、不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
妊婦健診事業	母子健康手帳別冊を交付し、14 回分の妊婦健診費用を助成し、妊婦及び胎児の健康管理を行います。
妊産婦訪問指導	妊産婦の希望等や必要性により、妊娠期から面接・訪問を実施し、ハイリスク妊婦への早期支援を図ります。
妊婦等包括相談支援事業	母子健康手帳交付面接や妊娠 8 か月アンケート及び新生児訪問を実施し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を提供できるように、きめ細やかな相談支援等を行います。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

事業名	事業概要
養育支援訪問事業	継続して養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。
産前産後ヘルパー事業	妊娠中・出産後、日中に家族の支援が受けられず、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。
産婦健診事業	母子健康手帳別冊を交付し、2回分の産婦健診費用を助成し、産婦の健康管理を行います。
産後ケア事業	出産1年以内の母子に対し、助産師等が通所または訪問で、心身のケアや育児サポート等の支援を行います。
不妊治療費等助成事業	不妊検査及び不妊治療のうち先進医療を受けた夫婦等に対し、一定の助成金を交付し、経済的負担軽減や早期に検査及び治療につなげます。

(2) 乳幼児の健康支援の充実

- 乳幼児期の健康や発達・発育等に関する知識の習得支援や家庭での実践の促進、相談支援等の充実を図り、子どもの心身の健やかな成長と発達等に対する不安の軽減を図ります。
- 健診未受診者の把握と多様な機会を通じたアプローチにより、受診勧奨及び状況把握に努めます。
- 健診結果を踏まえ、保健師が継続支援し、必要に応じて専門機関につなげます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
乳幼児健診	乳幼児の健康の保持増進のため健康診査を実施します。また、必要に応じて保健指導を行い、保護者の希望により専門相談につなげます。

(3) 包括的な支援体制の充実

- 安全・安心な妊娠・出産を支援するために、支援が必要な妊婦には、医療や関係機関と連携を図り、継続的に支援します。
- 育児に関する相談窓口の周知と機能強化を図るとともに、それぞれの窓口寄せられて相談に対し、適切な支援につなげるための関係機関のさらなる連携を推進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
妊婦等包括相談支援事業（再掲）	母子健康手帳交付面接や妊娠8か月アンケート及び新生児訪問を実施し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を提供できるように、きめ細やかな相談支援等を行います。

2 児童虐待防止対策の強化

〔現状と課題〕

児童虐待の発生防止に向けて、様々な困難等を抱えている家庭に寄り添った支援が必要です。

市では、子どもへの関わりにくさや育児不安をもつ保護者、疾病等保護者自身の課題や経済困窮等世帯の課題の大きい世帯について、こども家庭センターにて情報共有を行い、必要時に応じて専門的な支援につなげています。また、要保護児童対策地域協議会等において、保健、医療、福祉、児童相談所、学校関係者、地域関係者を含めた個別ケース検討会議を行うとともに、関係機関職員を対象とした研修を開催し、支援者の質の向上とネットワークづくりを図っています。さらに、市内小中学校児童生徒に対し、権利擁護の啓発と相談窓口の周知を図りＳＯＳを発信できるようにするためのリーフレットの配布を行っています。

引き続き、虐待の発生予防に向けた取組を推進するとともに、様々な場面での児童虐待防止に関する啓発と相談窓口の周知啓発や関係者との情報共有を行い、児童虐待の早期発見及び迅速かつ適切な対応がとれる体制の強化を図っていく必要があります。

〔施策の展開〕

（１）虐待の発生予防の推進

- 子育てサークルや地域活動への参加を勧めるなど、子育て親子同士や地域住民との交流を促進し、子育て家庭の負担軽減や孤立防止を図ります。
- 育児不安を抱え、何らかの支援を必要としている家庭について、様々な機会を通じて把握し、保護者への助言・指導につなげるとともに、育児家事援助を行います。

■主な実施事業

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター（ほっとふる・あいあい）において、乳幼児及びその保護者相互の交流や子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
養育支援訪問事業（再掲）	継続して養育支援が必要な家庭に対し、関係機関との連携のもと、保健師等による家庭訪問を実施し、育児養育状況の改善や育児不安の軽減につなげます。
産前産後ヘルパー事業（再掲）	妊娠中・出産後、日中に家族の支援が受けられず、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。
産後ケア事業（再掲）	出産1年以内の母子に対し、助産師等が通所または訪問で、心身のケアや育児サポート等の支援を行います。

(2) 児童虐待に関する相談機能の充実

- 児童虐待に悩む保護者が相談しやすく、適切な助言・指導を行うことができる相談機能の充実を図ります。
- 子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談や情報提供を行い、育児不安の解消に努めます。
- 児童虐待に関する各種相談窓口の周知を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
家庭児童相談員の設置	心身障がいや不登校、学校での人間関係、家族関係、性格・生活習慣、発達、言葉の遅れ、非行の問題を抱える児童や当該児童の保護者の相談に対し、必要な指導を行うことで、虐待の未然防止に努めます。

(3) 児童虐待についての知識や理解を深めるための取り組みの推進

- 要保護児童対策地域協議会等において、児童虐待に関する研修等を実施します。また、関係機関職員を対象とした研修の開催及び外部研修等への参加促進を図ります。
- 子育てサークル活動等において、関係機関と連携した各種講座等の開催を行い、保護者の児童虐待に対する理解促進を図るとともに、正しい知識や的確な対応方法の習得促進を図ります。
- 子どもを対象に、自身が持つ権利について知り、虐待・誘拐・いじめ等から身を守る意識を養い、ＳＯＳを発信できるようにすることを目的とした講座等を実施します。

(4) 関係機関の連携強化

- 保健、福祉、医療、教育等の各分野における関係機関の連携を強化し、個別ケースの検討など虐待の防止及び早期発見・早期対応に向けた情報共有を図ります。
- 民生委員・主任児童委員やボランティア団体等との連携及び情報共有を図り、虐待防止及び早期発見・早期対応につなげます。
- 児童相談所や児童養護施設等の関係機関及び民間団体との連携を深め、家庭復帰後の虐待防止に向けた連携した取り組みを推進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会	関係機関や地域関係者との連絡を密にし、取り組みを強化し、虐待の未然防止、早期発見とともに迅速で的確な対応を図ります。

(5) 地域における見守り体制の充実

○広報や市ホームページ等に、子どもの人権や児童虐待について地域住民の理解を促進するとともに、近隣の子育て家庭に対する声かけを促すなど、地域全体で見守る体制づくりを図ります。

○児童虐待防止法の趣旨及び通報義務の周知を図り、虐待が疑われる場面等を見聞きした場合の連絡・通報を促進し、早期発見・早期対応につなげます。

3 ひとり親家庭支援の充実

〔現状と課題〕

ひとり親家庭は、子育てと家計の担い手としての役割を一人で担っており、心身ともに大きな負担を抱えている場合が多く、また、就労環境においても、非正規雇用の割合が高いなど不安定な立場に置かれており、子育てにかかる負担の軽減と経済的自立の支援を行っていく必要があります。

本市では、関係機関と連携し、ひとり親家庭に対する相談対応を行うとともに、各種相談機関・窓口の周知を図り、自立にむけた支援を行っています。また、ひとり家庭の生活の安定のため、就業に係る資格取得を支援し、経済的自立の促進を図っています。

令和4年度に実施した子どもの生活実態調査の結果をみると、ひとり親家庭では、3割以上が貧困線以下と経済的に困窮している家庭が多く、また、1割以上が子育てに関する相談相手が「いない」もしくは「頼らない」と回答しています。

引き続き、子育てにかかる負担軽減を図るための相談体制の充実や生活支援に取り組んでむとともに、経済的自立に向けた就労支援の充実を図っていくことが必要です。

〔施策の展開〕

（１）就労支援等による経済的自立支援

- ハローワークによる就労支援の周知や利用促進など連携した取り組みを推進します。
- 母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができるよう、保育所や放課後児童クラブの利用に際しての配慮を行います。
- 児童扶養手当の支給及び貸付金や各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
高等職業訓練促進給付金事業	母子父子家庭の生活安定のための就業にかかる資格取得を促進するため、資格取得にかかる訓練費を支給します。

（２）ひとり親家庭に対する生活支援の充実

- ひとり親家庭が安心して子育てしながら生活できるよう、一時的な家事援助や保育等のサービスを提供する事業について、実施を検討します。

（３）相談支援体制の充実

- ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実を図るとともに、各種相談機関・窓口の周知を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
母子自立支援員の設置	ひとり親家庭等の実情を把握し、それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や指導を行う母子自立支援員の設置について検討します。

第7章 地域ぐるみの子育て支援

1 子育て支援施設・子どもの居場所の充実

〔現状と課題〕

近隣関係の希薄化や核家族化、少子化等により、子育て家庭同士の交流機会が減ってきており、子育て中の親や子どもが孤立しやすい地域環境となっています。

本市では、子育て家庭同士が交流する拠点として、子育て支援センターが2か所設置されており、子育てに関する相談や子育て講座等による支援を行い、育児不安の解消や地域の子育て支援機能の充実を図っています。また、学校敷地内若しくは学校隣接地に放課後児童クラブを設置し、放課後における児童の安心・安全な居場所づくりや異学年交流による多面的関わりについて寄与しています。

今後も、身近な地域で子育て家庭同士の交流や気軽に相談できる場の充実を図るとともに、子どもたちが多様な関わりを持ちながら、自分らしく過ごすことができる居場所を確保していく必要があります。

〔施策の展開〕

（1）子育て支援拠点の整備・充実

○乳幼児及びその保護者相互の交流や子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う場の充実を図ります。

○子育て世代等が安心して相談でき、集い交流できる場を提供する子育て支援拠点施設として、子育て支援センターの活用を進めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て支援センター（ほっとふる・あいあい）において、乳幼児及びその保護者相互の交流や子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。

(2) 交流機会の創出、社会的孤立の防止

- 子育てサークルや地域活動への参加を勧めるなど、子育て親子同士や地域住民との交流を促進し、子育て家庭の負担軽減や孤立防止を図ります。
- 地域の実情に応じて、地域住民が世代を超えて気軽に集えて、顔なじみの関係が生まれる居場所づくりを促進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
子育てサークル支援	子育てサークルの立ち上げ相談や運営支援等を行います。

(3) 子どもの居場所づくり

- 子どもが放課後等に安全・安心して過ごすことができる場の充実に努めます。
- 地域における学習支援等を通じて、子どもの居場所や地域の中での多様な関わりの創出を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図ります。
放課後子供教室	地域住民の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動を行います。
放課後子ども総合プランの推進	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する体制の充実に努めます。
放課後等デイサービス（再掲）	学校に通学する障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
学習支援ボランティア事業（再掲）	地域の市民センターや地区センターにおいて、すべての児童を対象とした学習ボランティアによる学習会を開催します。

2 多様な主体による子育て支援の推進

〔現状と課題〕

核家族化や近隣関係の希薄化等を背景に、家庭における子育ての負担感が強くなってきており、地域社会全体で子どもを育み、子育て家庭を支えていくことが求められています。

地域で子育てを支える仕組みの一つとして、ファミリー・サポート・センターがあり地域における子育ての相互援助活動の支援を通じ、子育て家庭の仕事と育児の両立支援を図っています。また、子育て支援センター（ほっとふる・あいあい）は、幼稚園や保育所等に通っていない子育て家庭の交流、情報交換の場となっており、必要に応じて育児相談や情報提供を行っています。

今後も、地域資源を活用し、地域住民の理解や協力を得ながら、地域ぐるみで子どもを育て、子育て家庭を支える環境づくりを推進していく必要があります。

〔施策の展開〕

（１）ファミリー・サポートの推進

- 地域住民による子育ての相互援助活動での活性化を図ります。
- ファミリー・サポートによる病児・病後児対応ができる体制の確保に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

（２）地域の子育て支援機能の強化

- 地域の子育て支援機能を担う拠点の一つとして、教育・保育施設等において、子育て家庭同士や地域住民との交流の場の充実や育児不安の解消等に向けた取り組みを促進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
教育・保育施設地域活動事業	幼稚園や保育所等に通っていない子育て家庭を対象に育児相談や世代間・異年齢児交流事業等の活動の充実を図ります。
子育て支援担当職員の専任化の促進	教育・保育施設等において地域の子育て支援担当職員の専任化を促進し、地域の子育て家庭に対する支援機能の強化を図ります。

第8章 子育てと仕事の両立支援

1 子育てと仕事の両立を支援する就労環境の整備促進

〔現状と課題〕

性別にかかわらず誰もが活躍する社会の実現が求められており、子育てと仕事の両立を支援していくための就労環境の整備を促進していくことが重要です。また、若者・子育て世代の結婚・出産を阻む要因の一つとして、不安定な収入や経済面での負担などがあげられており、若者・子育て世代にとって魅力的な雇用の創出に取り組んでいく必要があります。

本市では、子育て家庭の保護者等を雇用する事業主に対し、育児休業制度や短時間勤務制度など、仕事と生活の調和の実現に向けた各種法令・制度の周知を図っています。また、第2次総合計画後期基本計画において、重点プロジェクトとして「働く場創出プロジェクト」を設定し、企業誘致の推進や事業拡張への支援、起業・創業、事業承継の段階に応じた商工業支援の構築等を行っています。

引き続き、各種制度に基づく各企業の積極的な取組を促進するとともに、子育て家庭が働きやすい職場の雰囲気や協力体制づくりに向けた機運の醸成を図っていく必要があります。また、魅力ある産業・雇用を創出するための企業誘致の推進や地域の商工業を支える担い手育成と創業支援に取り組んでいく必要があります。

〔施策の展開〕

（１）企業に対する情報提供・啓発

- 子育て家庭の保護者等を雇用する事業主に対し、育児休業制度や短時間勤務制度など、仕事と生活の調和の実現に向けた各種法令・制度の周知を図ります。
- 仕事と育児・介護の両立に積極的に取り組む企業等に対する認定制度やインセンティブの付与等について検討します。

（２）国・県への働きかけ

- 育児休業取得者や子育て家庭が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所に対する支援の拡充に向け、国・県への働きかけ等を推進します。

(3) 若者・子育て世代の雇用創出

- トップセールス等による企業誘致を推進し、雇用の創出を図ります。
- 東松島市商工会、宮城県よろず支援拠点等の関係機関と連携して、市内での起業・創業を支援します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
企業誘致推進事業	企業訪問の実施や宮城県企業立地セミナーの参加、企業立地促進奨励金の交付、工業団地の管理など、企業誘致のための取組を推進します。
商工業担い手育成支援事業	創業支援計画に基づく創業支援補助、起業・創業支援セミナーの開催、創業支援アドバイザーの派遣、空き店舗等の活用など、本市での起業・創業を支援します。

2 家庭における男女共同参画の推進

〔現状と課題〕

女性の就労意向の高まりに伴い、結婚・出産後も働く女性が増えています。「夫は仕事、妻は家庭」といった考え方を否定する価値観も普及してきていますが、実態として家事・育児に携わる時間は女性のほうが圧倒的に多く、就労している女性にとっては、仕事と子育て双方に負担がかかっている状況も多くみられます。

本市では、市民、職員、商工会青年部等を対象に、男女を問わず仕事と子育ての両立や男性の家事・育児の実践に向けた各種事業を実施しています。また、市産業祭&食ベメッセのイベント時には、男女共同参画・家事育児をテーマにしたブース展示を行いました。

参加者が募集人員に達しない講座もある一方で、参加者のアンケート結果からは、参加者の満足度は高くなっており、開催日、開催方法等について検討し、一人でも多くの方が参加により気付きを得られる事業を行う必要があります。

〔施策の展開〕

（１）働き方の見直し

○男女がともに協力しあい、子育てに向き合うことができるよう、男女を問わず仕事と子育ての両立が可能な働き方の見直しに向けた意識啓発を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
各種講座、講演会、学習機会（出前講座）	市民活動団体と協力し、男女共同参画について理解を深める講座・シンポジウムを開催します。

（２）男性の家事・育児の促進

○家庭における男女共同参画意識の醸成を図りつつ、男性の家事・育児の実践に向けた各種教室や体験機会の充実等の取組を推進します。

○市内保育所、幼稚園、子育て支援センターと連携した事業展開を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
父親の育児参画講座	父親の育児参画を促すための講座を開催します。

（３）男女共同参画基本計画の策定・推進

○令和９年度を初年度とする新たな「男女共同参画基本計画」を策定し、男女がともに協力しあい、子育てに向き合い、男女を問わず仕事と子育ての両立が可能な働き方の見直しに向けた意識啓発等の新たな方向性と取組を定めます。

第9章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定め、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定するもので、教育・保育提供区域ごとに量の見込みを算出し、その確保方策を示すこととなっています。

本市においては、地理的状況及び供給体制の整備状況等を踏まえ、市全域を一つの提供区域と定めることとします。



2 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の内容及び実施時期は以下のとおりとします。

（１）１号認定及び２号認定（幼稚園利用希望）

３～５歳で保育の必要性がない子どもや共働き家庭であっても幼稚園の利用を希望する子どものニーズに対応した幼稚園もしくは認定こども園（幼稚園機能部分）を確保します。

【量の見込みの考え方】

○これまでの利用実績の推移から計画期間における利用率を設定し、３～５歳の推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

○現行設置されている私立幼稚園にてニーズ量に応じた提供体制を確保します。

【単位：人】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み①	269	243	244	230	222
確保の内容②	445	445	445	445	445
過不足（②-①）	176	202	201	215	223

(2) 2号認定

ひとり親や共働き家庭など、保育の必要性がある3～5歳の子どものニーズに対応した保育所を確保します。

【量の見込みの考え方】

○これまでの利用実績の推移から計画期間における利用率を設定し、3～5歳の推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

○保育士の確保等によりニーズ量に応じた提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	419	411	445	451	471
確保の内容②	511	511	511	511	511
過不足(②-①)	92	100	66	60	40

(3) 3号認定【0歳】

ひとり親や共働き家庭など、保育の必要性がある0歳の子どものニーズに対応した保育所及び地域型保育事業を確保します。

【量の見込みの考え方】

○これまでの利用実績の推移から計画期間における利用率を設定し、0歳の推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

○定員の拡大及び保育士の確保等によりニーズ量に応じた提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	61	68	71	75	80
確保の内容②	57	57	57	57	57
特定教育・保育施設	51	51	51	51	51
地域型保育事業	6	6	6	6	6
過不足(②-①)	-4	-11	-14	-18	-23

(4) 3号認定【1、2歳】

ひとり親や共働き家庭など、保育の必要性がある1、2歳の子どものニーズに対応した保育所及び地域型保育事業を確保します。

【量の見込みの考え方】

○これまでの利用実績の推移から計画期間における利用率を設定し、1、2歳の推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

○保育士の確保等によりニーズ量に応じた提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	268	299	303	310	312
1歳	138	143	152	154	158
2歳	130	156	151	156	154
確保の内容②	326	326	326	326	326
特定教育・保育施設	294	294	294	294	294
1歳	132	132	132	132	132
2歳	162	162	162	162	162
地域型保育事業	32	32	32	32	32
1歳	16	16	16	16	16
2歳	16	16	16	16	16
過不足(②-①)	58	27	23	16	14

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

(1) 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

○身近な場所で実施することを踏まえて、実施体制、設置か所等を設定します。

【確保の方策】

○こども家庭センター型を子育て支援課内に設置し、実施します。

【単位：か所】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者相互の交流や子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う場として、「子育て支援センター」の充実を図ります。

【量の見込みの考え方】

○3号認定を除く0～2歳の利用実績を基に計画期間の利用率を設定し、0～2歳の推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○引き続き、2か所の子育て支援センター（ほっとふる、あいあい）での実施により、ニーズに対応した提供体制の確保を図ります。

【単位：人回】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,187	5,626	5,013	4,557	4,189
確保の方策	6,187	5,626	5,013	4,557	4,189

(3) 妊婦健診事業

母子健康手帳別冊を交付し、14 回分の妊婦健診費用を助成し、妊婦及び胎児の健康管理を行います。

【量の見込みの考え方】

○当該年度の翌年度 0 歳児の推計児童数に受診回数（14 回）を乗じて算出します。

【確保の方策】

○母子健康手帳交付時及び市内に転入する妊婦に対し受診券を交付し、受診促進を図ります。

【単位：回】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	3,038	2,940	2,884	2,842	2,814
確保の方策	3,038	2,940	2,884	2,842	2,814

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【量の見込みの考え方】

○訪問率 100%を想定し、0 歳児の推計児童数を見込んでいます。

【確保の方策】

○これまで同様、保健師による訪問を実施します。

【単位：人】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	221	217	210	206	203
確保の方策	221	217	210	206	203

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

【量の見込みの考え方】

○これまでの訪問実績の推移から計画期間の訪問率を設定し、0・1歳の推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○これまで同様、支援が必要な家庭の把握に努めつつ、保健師による訪問を実施します。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	120	115	112	109	107
確保の方策	120	115	112	109	107

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うものです。

受け皿となる施設等もないことから、本計画においては利用を見込みませんが、利用の必要性があった場合は、関係機関及び県・近隣自治体と連携しながら実施することとします。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する保護者（利用会員）と子育てを援助しようとする市民（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

【量の見込みの考え方】

○これまでの利用実績の推移から計画期間の利用率を設定し、0～11歳の推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○事業の周知を図るとともに、ニーズに応じた協力会員の確保を図ります。

【単位：人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	196	189	181	174	168
就学前児童	88	85	81	78	76
小学生	108	104	100	96	92
確保の方策	196	189	181	174	168

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園における預かり保育

幼稚園等において、在園児を対象に通常の教育時間以外の預かりを実施します。

【量の見込みの考え方】

○1号認定（幼稚園利用者）に対する利用日数の推移から計画期間の利用率を設定し、1号認定数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○私立幼稚園2園で預かり保育を実施し、ニーズ量に対応した提供体制の確保を図ります。

【単位：人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8,474	7,655	7,686	7,245	6,993
確保の方策	8,474	7,655	7,686	7,245	6,993

② 保育所等による一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行います。

【量の見込みの考え方】

○1号、2号、3号認定を除く0～5歳児に対する利用日数の推移から計画期間の利用率を設定し、0～5歳児の推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○すべての公立保育所において一時預かり事業を実施し、定員の拡充を図りながらニーズ量に対応した提供体制の確保を図ります。

○引き続き、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）において、提供会員の確保に努めます。

【単位：人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	52	47	41	37	33
確保の方策	60	60	60	60	60

(9) 延長保育事業

保育所等において、通常の利用時間以外の時間に開所時間を延長し、保育を行います。

【量の見込みの考え方】

○2号、3号認定者数に対する利用者数の推移から計画期間の利用率を設定し、0～5歳児の推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○8か所の保育所（園）において延長保育事業を実施し、ニーズ量に対応した提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	207	215	225	229	235
確保の方策	207	215	225	229	235

(10) 病児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、病気にかかっている子どもや回復期にある子ども、または保育所等に入所している子どもが体調不良となった際に、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

本市では、現在実施しておりませんが、利用ニーズに対しては、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の病児・緊急対応強化事業にて対応できる体制の確保に努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

○これまでの利用実績から計画期間の学年ごとの利用率を設定し、各学年の推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○高学年も含めたニーズ量に対応した提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	824	817	779	772	755
1年生	174	168	143	166	156
2年生	168	158	151	126	145
3年生	155	154	145	139	116
4年生	141	143	146	140	136
5年生	112	106	108	110	106
6年生	74	88	86	91	96
確保の方策	800	800	800	800	800

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等から、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入や行事への参加に要する費用、副食材料費に要する費用を助成する事業です。

本市においては、計画期間において実施予定はありませんが、今後の子育て家庭における状況の変化やニーズ等を把握しつつ、必要に応じて実施の検討を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子育て支援拠点事業の拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

本市においては、計画期間において実施予定はありませんが、今後の子育て環境の変化や利用ニーズ等に合わせて、必要に応じて実施の検討を行います。

(14) 産後ケア事業

産後の母子の心身の健康を支え、育児の不安を軽減するため、母親の身体的回復を支援するケア、授乳指導や育児相談等を実施します。

【量の見込みの考え方】

○これまでの利用実績から計画期間の利用率を設定し、0歳の推計児童数を乗じて利用者数を推計したうえで、平均利用回数（2.8回）を乗じて算出します。

【確保の方策】

○産後にケアやサポートを必要とする産婦のニーズを把握しながら、産後も安心して育児できるよう、引き続きサポート体制を確保します。

【単位：人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	155	152	147	144	141
確保の方策	155	152	147	144	141

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

【量の見込みの考え方】

○訪問率100%を想定し、0歳児の推計児童数に面談回数（3回）を乗じて算出します。

【確保の方策】

○妊娠届出時や妊娠8か月頃のアンケート、及び乳児家庭全戸訪問において実施します。

【単位：人回】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	651	630	618	609	603
確保の方策	651	630	618	609	603

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言等を行います。

【量の見込みの考え方】

○1号、2号、3号を除く0～2歳児（未就園児）の推計人口に月に一定数の利用時間数を乗じ、月あたり開所時間数（8時間×22日）で除した数を必要定員として算出します。

【確保の方策】

○令和8年度からの実施に向け、事業の周知を図るとともに、事業所の意向等を把握しながら、ニーズに対応できる提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	16	14	12	12
0歳	—	5	4	4	4
1歳	—	6	5	4	4
2歳	—	5	5	4	4
確保の方策	—	16	14	12	12

(17) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

本市においては、計画期間において実施予定はありませんが、対象となる子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等の実態把握に努めつつ、必要に応じて実施に向けた提供体制の検討を行います。

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童等に対して、家庭や学校以外の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

本市においては、計画期間において実施予定はありませんが、対象となる児童の実態把握に努めつつ、必要に応じて実施に向けた提供体制の検討を行います。

(19) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本市においては、計画期間において実施予定はありませんが、対象となる保護者及びその児童の実態把握に努めつつ、必要に応じて実施に向けた提供体制の検討を行います。

第10章 計画の着実な推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係各課の連携した取り組みの推進

本計画は、保健・福祉・教育など様々な分野が実施する事業が関連していることから、推進にあたっては、庁内の関係各課間での連携・調整を行いながら、総合的で効果的な施策展開を図ることとします。

(2) 県・近隣自治体・関係機関との連携

子ども・子育て支援を総合的に推進していくためには、市や市関係機関のみならず、県や県が設置する各種機関、近隣自治体等との連携・協力が必要です。各関係機関との連携を密にし、多様なニーズや専門的な支援に対応したきめ細かな施策の実施を推進します。

(3) 市民や地域との連携及び推進体制の整備

地域が一体となって子育てを支援するためには、市民や地域で活動する各種団体などが本計画について理解し、相互に連携し協力する必要があります。市民が主体的に活動できるよう、また、団体同士がそれぞれ連携を深められる体制の充実を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

(1) PDCAサイクルによる評価と進行管理

本計画の推進にあたっては、教育・保育施設等の利用者の視点に立ち、個別事業単位及び個別事業を束ねた施策単位で点検・評価を行い、PDCAサイクル（計画―実施―評価―改善・検討）による施策・事業の推進を図ります。

(2) 計画の進捗管理・達成状況の公表

本計画で示した事業の実施状況や達成状況を「東松島市子ども・子育て会議」に報告し、評価を行います。また、広報誌やホームページ等を通じて年度ごとに公表します。

第3期東松島市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月 発行

発行者：東松島市 保健福祉部 子育て支援課

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

TEL：0225-82-1111 FAX：0225-82-1110



東松島市

